

東京都北区パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関し必要な事項を定めることにより、区民に対する区の説明責任を果たすとともに、区民の区政への参画を促進し、もって区民との相互信頼に基づく区政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策の策定の過程において、実施機関がその施策の案及び施策の案の資料を区民に公表し、それに対して区民から提出された意見に対する区の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 施策 区の構想、宣言、計画、条例案の概要又は骨子等をいう。
- (3) 策定 策定、改定等をいう。
- (4) 施策の案の資料 以下の資料をいう。
 - ア 施策の案を策定した趣旨、目的、法的根拠及び背景
 - イ 施策の案の概要又は骨子（条例案の場合を除く。）
 - ウ 施策の案を策定する際に整理したパブリックコメント実施責任者の考え方及び論点
 - エ その他区民が施策の案を理解するために必要な関連資料
- (5) 区民 次に規定するものをいう。
 - ア 区内に住所を有する者
 - イ 区内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は事業を営む個人
 - ウ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区内に存する学校に在学する者
 - オ その他施策の案に直接的な利害関係を有すると認められるもの
- (6) 意見 区が区民に対して公表した施策の案及び施策の案の資料に対する区民からの意見、提案、情報等をいう。
- (7) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (8) パブリックコメント実施責任者 区が区民に対して公表する施策の案を担当する部長（教育委員会にあっては教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局及び監査委員にあっては総務部長）及び担当部長をいう。
- (9) 意見提出者 区が区民に対して公表する施策の案及び施策の案の資料に対して意見又は情報を提出する者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる区の基本的な施策の策定は、次に規定する

ものとする。

- (1) 区の基本的な方向性等を定める構想、宣言等の策定
- (2) 総合計画等区の基本的施策を定める計画及び個別行政分野における計画の策定
- (3) 次に規定する条例案の制定又は改廃に係る概要又は骨子等の策定（地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金及び負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを原則として除く。）

ア 区の基本的な制度を定める条例

イ 区民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 区民に義務を課し、又は権利を制限する条例

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、施策の策定にあたりパブリックコメントを適用しないことができる。ただし、第4号及び第5号に定める場合で、当該法令等に基づく手続を実施する際は、できる限りこの要綱の趣旨に添ったものとなるように努める。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (4) 施策の策定に関し、意見聴取の手続が法令等により定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て報告又は答申等を行い、その報告又は答申等を受けて実施機関が施策を策定する場合

（施策の案の公表）

第5条 パブリックコメント実施責任者は、施策を策定しようとするときは、その施策の最終的な意思決定の前に相当の期間を設けて、施策の案、施策の案の資料及び次条に規定する意見の提出に係る事項を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に規定する方法による。

- (1) 当該施策の担当窓口での閲覧
- (2) 広報課区政資料室での閲覧
- (3) 区の広報紙への概要又は骨子の掲載
- (4) 区のホームページへの掲載
- (5) 区立図書館での閲覧

3 パブリックコメント実施責任者は、前項第1号から第5号までの規定によるほか、必要に応じた方法により区民への周知を図るよう努めなければならない。

4 パブリックコメント実施責任者は、第1項で定める資料を公表する際、図表や注釈を加える等表現方法を工夫して、わかりやすい公表に努める。

5 第1項で定める公表資料が相当量に及ぶ場合は、概要を公表することとし、公表すべき資料全体は当該施策の担当窓口での閲覧のみとすることができる。

（意見の提出）

第6条 意見の受付期間は、施策の案を公表した区の広報紙の発行の日から起算して30日以上期間とし、パブリックコメント実施責任者が定める。ただし、この期間には、12月29日から翌年の1月3日までの期間を含まないものとする。

2 パブリックコメント実施責任者は、次に規定する方法等により、施策の案に対する区民からの意見の提出を受ける。

- (1) 当該施策の担当窓口への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他パブリックコメント実施責任者が適当と認める方法

3 意見を提出する者は、意見を提出するにあたり、次の各号に規定する事項を明示する。

- (1) 意見を提出しようとする施策の案の名称
- (2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (3) 次に規定するものの区分に応じ、それぞれ次に規定する事項
 - ア 第2条第5号イに規定するもの そのものが区内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 第2条第5号ウに規定する者 その者が勤務する区内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 第2条第5号エに規定する者 その者が在学する区内に存する学校の名称及び所在地
 - エ 第2条第5号オに規定するもの 施策の案に直接的な利害関係を有するとする理由
- (4) その他パブリックコメント実施責任者が必要と認める事項
(結果の公表)

第7条 パブリックコメント実施責任者は、パブリックコメントを実施したときは、次の各号に規定する事項を公表する。

- (1) 提出された意見の要旨及び当該意見に対する区の考え方
 - (2) 提出された意見に基づき施策の案を修正して意思決定をしたときは、当該修正の内容
- 2 前項の規定による公表は、次に規定する方法による。なお、結果の公表を行った旨を区の広報紙で周知する。
- (1) 当該施策の担当窓口での閲覧
 - (2) 広報課区政資料室での閲覧
 - (3) 区のホームページへの掲載
 - (4) 区立図書館での閲覧
- 3 パブリックコメント実施責任者は、前項第1号から第4号までの規定によるほか、必要に応じた方法により区民への周知を図るよう努める。
- 4 第1項第1号について、提出された意見のうち類似の意見及びそれに対する区の意見はまとめて公表することを妨げない。なお、提出された意見に対する個別の回答は行わない。
(意見の取扱い及び個人情報等の保護)

第8条 パブリックコメント実施責任者は、前条第1項第1号の規定にかかわらず、意見を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるとき又は意見の中に東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号）第8条各号に規定する非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 パブリックコメント実施責任者は、第6条第3項第2号から第4号までの規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の個人に関する情報を、個人情報の保護に関する法律（平成1

5年法律第57号)の趣旨に則り、適正に管理しなければならない。

(一覧の作成及び実施状況の公表)

第9条 区長は、パブリックコメントの適用案件の一覧表(実施状況一覧及び結果一覧)を作成し、広報課区政資料室に備え付けるとともに、区のホームページに掲載しなければならない。

2 実施状況一覧表は、案件名、意見の募集期間、担当及び実施機関を示すとともに、以下の各号の区分を明確にする。

(1)パブリックコメントの実施を予定している施策

(2)意見の提出を受付中の施策

(3)意見の募集を終了し、意見集約中の施策

(4)提出された意見に対する区の考え方等を公表している施策

3 結果一覧は、案件名、結果公表日、提出された意見数、意見の募集期間、担当及び実施機関を示す。

4 区長は、毎年1回、パブリックコメントの実施状況を区議会に報告する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に政策経営部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行う施策の策定について適用する。

3 実施機関は、この要綱の施行の際、現に策定の過程にある施策については、この要綱の趣旨に則り、区民の意見を反映する機会を確保する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則(平成19年3月9日区長決裁18北政広第516号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年4月17日区長決裁19北政広第1017号)

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

付 則(平成20年2月27日区長決裁19北政広第1950号)

この要綱は、平成20年2月27日から施行する。

付 則(令和5年3月8日副区長決裁4北政広第2842号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。